

奈良市公報

号外第3号

平成23年 2月16日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

- 奈良市行政組織条例の一部を改正する条例…………… 1
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員
の処遇等に関する条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市保健所・教育総合センター条例…………… 2
- 奈良市保健所条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市保健センター条例の一部を改正する条例…………… 6
- 奈良市教育センター条例…………… 6
- 奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例…………… 7
- 奈良市月ヶ瀬観光会館条例の一部を改正する条例…… 8
- JR奈良駅東西通路等の設置及び管理に関する条例… 8
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
近鉄西大寺駅北地区第一種市街地再開発事業施行に關
する条例を廃止する条例…………… 9
- 奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条
例…………… 9
- 奈良市火災予防条例の一部を改正する条例…………… 9
- 奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例…………… 9

規 則

- 奈良市会計規則の一部を改正する規則……………10
- 奈良市公印規則の一部を改正する規則……………10
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員
の処遇等に関する規則の一部を改正する規則……………10
- JR奈良駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条
例施行規則……………11

訓 令 甲

- 奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令……………16
- 奈良市庁議規程の一部を改正する訓令……………16

正 誤

- 正誤表……………16

条 例

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第48号

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例

奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(部の設置)」に改め、同条中「公室及び」を削り、

「市長公室」を「総合政策部」に、「環境清美部」を「企画部」

「子ども未来部」に改める。
「環境部」

第2条中「公室及び部」を「部」に改め、同条市長公室の部分を次のように改める。

総合政策部

- (1) 市政の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 重要施策の調査、計画及び調整に関すること。
- (3) 議会に関すること。
- (4) 行政改革に関すること。
- (5) 組織に関すること。
- (6) 予算その他の財務に関すること。
- (7) 秘書に関すること。
- (8) 広報及び広聴に関すること。
- (9) 情報化に関すること。

第2条企画部の部分を削り、同条総務部の部分の第1号を次のように改める。

- (1) 職員の人事、給与、福利厚生及び研修に関すること。

第2条総務部の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。

第2条総務部の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、同部分の第6号中「工事等の入札」を「契約」に改め、同号を同部分の第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 技術監理及び工事検査に関すること。

第2条総務部の部分の第8号中「公室及び他の」を「他の」に改め、同条市民活動部の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条保健福祉部の部分の次に次のように加える。

子ども未来部

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 子どもの保健福祉に関すること。

第2条環境清美部の部分中「環境清美部」を「環境部」に改め、同部分に次の1号を加える。

- (3) 環境保全に関すること。

第2条都市整備部の部分中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 交通施策に関すること。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(平成22年12月16日揭示済)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第49号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例（平成10年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「という。）には」の次に「、市長が規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「100分の70」を「100分の100以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「一般の派遣職員の」、「本文」及び「当該」を削る。

第8条の見出し中「給与の種類」を「給与」に改め、同条中「である派遣職員には」の次に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（市長が規則で定める職員を除く。）に係る施行日におけるこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、施行日の前日におけるこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。
 - 施行日から平成23年9月30日まで 100分の100
 - 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の70
 - 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の40

3 施行日から平成23年3月31日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（市長が規則で定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、これらの日において旧条例第4条第1項の規定を適用したとした場合におけるこの規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

- 施行日から平成23年9月30日まで 100分の100
- 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の70
- 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の40

(平成22年12月16日揭示済)

奈良市保健所・教育総合センター条例をここに公布する。
平成22年12月16日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第50号

奈良市保健所・教育総合センター条例

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 市民の健康の保持及び増進並びに教育の充実及び振興を図り、もって市民の福祉と教育の向上に資するため、奈良市保健所・教育総合センター（以下「総合センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市保健所・教育総合センター	奈良市三条本町13番1号

(施設構成)

第3条 総合センターは、次に掲げる施設で構成する。

- 保健所
- 保健センター
- 教育センター
- 駐車場

(施設の管理)

第4条 総合センターは、その設置の目的に従い、それぞれの施設の連絡調整を密にし、総合的に管理されなければならない。

第2章 保健所

(保健所)

第5条 保健所（奈良市保健所条例（平成13年奈良市条例第46号）第2条に規定する奈良市保健所をいう。）の管理については、この条例に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

第3章 保健センター
(保健センター)

第6条 保健センター（奈良市保健センター条例（昭和55年奈良市条例第7号）第2条に規定する奈良市中央保健センターをいう。）の管理については、この条例に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

第4章 教育センター
(教育センター)

第7条 教育センター（奈良市教育センター条例（平成22年奈良市条例第53号）第2条に規定する奈良市教育センターをいう。）の管理については、この条例に定めるもののほか、教育委員会規則の定めるところによる。

第5章 駐車場
(機能)

第8条 駐車場は、総合センターを利用する者等の利便に供するものとする。

(利用できる自動車)

第9条 駐車場を利用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。ただし、次のいずれかに該当する自動車は、駐車場を利用することができない。

- (1) 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）
- (2) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車
- (3) 危険物を積載している自動車
- (4) 駐車場の施設又は他の自動車を破損し、又は汚損するおそれのある自動車
- (5) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある自動車

(駐車料金)

第10条 駐車場を利用する者は、別表に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の駐車料金（以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

(駐車料金の不徴収)

第11条 次のいずれかに該当する自動車については、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) その他規則で定める自動車

(駐車料金の還付)

第12条 既納の駐車料金は還付しない。

(行為の禁止)

第13条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはなら

ない。

- (1) 駐車場の施設又は他の自動車を破損し、又は汚損すること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 指定された場所以外に自動車を駐車すること。
- (4) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他汚物を捨てること。
- (5) 承認を受けずに物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (6) 承認を受けずに印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (7) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第14条 利用者は、駐車場の施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(駐車場内における損害の責任)

第15条 駐車場内に駐車する自動車の損傷又は盗難については、市はその賠償の責めを負わない。ただし、その自動車の保管に関し、市が善良な管理者の注意を怠ったときは、この限りでない。

第6章 雑則

(雑則)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第5条の規定 奈良市保健所条例の一部を改正する条例（平成22年奈良市条例第51号）の施行の日
- (2) 第6条の規定 奈良市保健センター条例の一部を改正する条例（平成22年奈良市条例第52号）の施行の日
- (3) 第7条の規定 奈良市教育センター条例の施行の日

別表（第10条関係）

1 入庫した日に出庫する場合の駐車料金（1台につき）

区 分	駐車時間	駐車料金
総合センター利用者	3時間以内の場合	無料
	3時間を超え7時間以内の場合	3時間を超える時間1時間までごとに300円
	7時間を超える場合	1,500円
総合センター利用者以外の者		1,500円

備考 この表において「総合センター利用者」とは、入庫した日に総合センターを利用する者をいう。

2 入庫した日の翌日以後に出庫する場合の駐車料金（1台につき）

入庫した日について1の表を適用して得た駐車料金に、午前0時を越えるごとに1,500円を加えた額とする。

（平成22年12月16日揭示済）

奈良市保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第51号

奈良市保健所条例の一部を改正する条例

奈良市保健所条例（平成13年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市保健所の項中「奈良市西木辻町200番地の46」を「奈良市三条本町13番1号」に改める。

第3条を次のように改める。

（手数料）

第3条 保健所において行う検査その他の業務については、奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）に定めるところにより、手数料を徴収する。

第4条から第6条までを削り、第7条を第4条とする。別表を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市保健所条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る検査その他の業務について適用し、同日前の申請に係る検査その他の業務については、なお従前の例による。

（奈良市手数料条例の一部改正）

3 奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中第138の4項を第138の5項とし、第138の3項を第138の4項とし、第138の2項を第138の3項とし、第138項の次に次のように加える。

138の2	衛生検査手数料	水質検査	飲料水検査	毎月検査項目検査		1件につき 5,700円		
				食品衛生法に基づく飲用適検査		1件につき 72,900円		
				全項目検査（シアン化物イオン及び塩化シアン並びに臭素酸を除く。）		1件につき 230,000円		
				細菌検査		1項目につき 1,600円		
				腸管出血性大腸菌O157の検査		1項目につき 8,000円		
				理化学検査	無機及び感覚項目分析		1項目につき 4,200円	
					金属項目分析		1項目につき 4,200円	
					有機塩素化合物分析		1項目につき26,500円。 ただし、同一検体で1項目増すごとに3,500円を加算する。	
					水質管理目標設定項目分析	無機及び感覚項目並びに金属項目		1項目につき 4,200円
				有機化合物		1項目につき 10,400円		
				残留塩素		1項目につき 1,100円		
						農薬項目分析		1項目につき36,400円。 ただし、同一検体で1項目増すごとに5,900円を加算する。
				プール水検査	5項目検査		1件につき 3,800円	
					総トリハロメタン検査		1項目につき 37,000円	
					細菌検査	一般細菌		1項目につき 1,600円
レジオネラ属菌		1項目につき 7,000円						

			腸管出血性大腸菌O157	1項目につき 8,000円
	浴槽水等 検査	理化学 検査	濁度	1項目につき 1,100円
			色度	1項目につき 1,100円
			水素イオン濃度	1項目につき 1,100円
			過マンガン酸カリウム消費 量	1項目につき 4,200円
			細菌検 査	大腸菌群
		レジオネラ属菌		1項目につき 7,000円
	その他の 検査	有機化合物		1項目につき 10,400円
		簡易な分析等		1項目につき 1,100円
		過マンガン酸カリウム消費量		1項目につき 4,200円
		大腸菌又は大腸菌群		1項目につき 1,600円
		シアン（吸光光度法によるもの）		1項目につき 4,200円
		有機リン（吸光光度法によるもの）		1項目につき 4,200円
		陰イオン界面活性剤（吸光光度法によるもの）		1項目につき 4,200円
		フェノール類（吸光光度法によるもの）		1項目につき 4,200円
食品検査	成分検査	定性分析		1項目につき 2,300円
		定量分析		1項目につき 6,900円
	食品中の添加物検査	定性分析		1項目につき 6,900円
		定量分析		1項目につき 8,300円
	食品添加物検査	規格検査		1件につき 17,700円
		定性分析		1項目につき 1,700円
		定量分析		1項目につき 5,700円
	規格検査	乳及び乳製品		1件につき 5,700円
		その他		市長が定める額
	器具、容器及び包装検査	定性分析		1項目につき 2,400円
		定量分析		1項目につき 4,500円
	細菌検査	一般細菌		1件につき 2,000円
		大腸菌又は大腸菌群		1件につき 2,000円
		食中毒菌		1菌種につき 3,100円
		腸管出血性大腸菌O157		1項目につき 8,000円

	その他の試験又は検査	市長が定める額
	検査成績書の再発行	1通につき 1,200円

別表備考第11項中「水質検査」の次に「及び第138の2項に規定する衛生検査」を加える。

(平成22年12月16日揭示済)

奈良市保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第52号

奈良市保健センター条例の一部を改正する条例

奈良市保健センター条例（昭和55年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表奈良市中央保健センターの項中「奈良市二条大路南一丁目1番30号」を「奈良市三条本町13番1号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成22年12月16日揭示済)

奈良市教育センター条例をここに公布する。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第53号

奈良市教育センター条例

(目的及び設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、教育に関する専門的及び技術的事項の研究、教育関係職員の研修、教育相談等を行い、もって本市教育の充実及び振興を図るため、奈良市教育センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市教育センター	奈良市三条本町13番1号

(事業)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的及び技術的事項の研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育関係情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 教育及び就学の相談及び支援に関すること。
- (5) 教育支援活動並びにボランティア情報の収集及び支援に関すること。
- (6) その他センターの設置目的を達成するために必要な

事業

(使用の承認)

第4条 教育委員会は、第1条の目的及び前条各号に掲げる事業の実施を妨げない範囲において、使用を適当と認めるときは、センターのうち別表に掲げる施設（以下「施設」という。）を使用させることができる。

2 施設を使用しようとする者は、あらかじめ奈良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

3 教育委員会は、前項の承認に際し、センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(使用の不承認)

第5条 教育委員会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、前条第2項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) センターの管理上支障があるとき。

(使用承認の変更等)

第6条 教育委員会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 災害その他不可効力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不適当と認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、教育委員会は、賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由がある

と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(原状回復)

第11条 使用者がその使用を終わったとき、又は第6条第1項の規定により使用の停止若しくは使用承認の取消しを受けたときは、直ちにこれを原状に復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、費用を要したときは、その費用を当該使用者から徴収する。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、施設を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(損害賠償)

第13条 センターを利用する者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第14条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等又は展示物をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 指定の場所以外で火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入場の禁止等)

第15条 教育委員会は、次のいずれかに該当する者に対しては、センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 伝染性疾患があると認められる者
- (2) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(職員)

第16条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第17条 この条例で定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

別表 (第4条・第7条関係)

区 分	午 前	午 後
	9 : 00~12 : 00	13 : 00~17 : 00
中講座室 8 - 1	円 3,000	円 4,000
中講座室 8 - 2	3,600	4,800
大講座室	10,500	14,000
会議室 9 - 1	4,500	6,000

(平成22年12月16日揭示済)

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第54号

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例

奈良市共同浴場条例(昭和39年奈良市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「次のとおり」を削り、同条の表を削る。

第4条を第6条とし、第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(施設の利用料金)

第5条 共同浴場を利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定に基づき奈良県知事が指定した額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、市長が特別の理由があると認める者に対し、利用料金を減免することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(名称及び位置)

第2条 共同浴場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市東之阪共同浴場	奈良市東之阪町14番地の4

奈良市西之阪共同浴場	奈良市西之阪町29番地の1
奈良市横井共同浴場	奈良市横井二丁目250番地の13
奈良市古市西共同浴場	奈良市古市町1,503番地の1
奈良市杏中共同浴場	奈良市杏町386番地の1
奈良市杏南共同浴場	奈良市杏町85番地

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(平成22年12月16日揭示済)

奈良市月ヶ瀬観光会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第55号

奈良市月ヶ瀬観光会館条例の一部を改正する条例
奈良市月ヶ瀬観光会館条例(平成17年奈良市条例第43号)
の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例

第1条中「本市の」を「月ヶ瀬梅林に係る梅の資料を有効活用し、本市の」に、「図る」を「図るとともに、地域振興の拠点として観光客及び市民の利便に供する」に、「観光会館」を「月ヶ瀬梅の資料館」に、「会館」を「資料館」に改める。

第2条中「会館の」を「資料館の」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置
奈良市月ヶ瀬梅の資料館	奈良市月ヶ瀬長引21番地の8

第3条中「会館に」を「資料館に」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「観光物産」を「梅の資料、観光物産」に改め、同号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 観光の紹介及び案内に関する事。

第3条第3号、第4条、第4条の2第1項、第4条の3第1項、第5条第1項、第6条及び第7条中「会館」を「資料館」に改める。

附 則

この条例は、平成23年2月13日から施行する。
(平成22年12月16日揭示済)

J R奈良駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第56号

J R奈良駅東西自由通路等の設置及び管理に関する
条例

(目的及び設置)

第1条 J R奈良駅東西の歩行者の往來の利便性を図るとともに、快適な都市環境の実現に資するために、J R奈良駅東西自由通路等(エレベーター及びエスカレーターを含む通路並びにその附帯施設をいう。以下「自由通路」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 自由通路の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
J R奈良駅東西自由通路	奈良市三条本町1,082番地

(行為の禁止)

第3条 自由通路において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設及び器物をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品を携行すること。
- (3) 自転車、自動二輪車等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (4) 球技、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為をすること。
- (5) 集会、デモ、座込みその他通行の妨げとなる行為をすること。
- (6) 寝泊まりすること。
- (7) 許可を受けずに物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (8) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (9) 火気を使用すること。
- (10) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為をすること。
- (11) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

2 市長は、前項の禁止行為に該当すると認められる者に対し、違反行為の中止、違反物件の撤去又は自由通路からの退去を求めることができる。この場合において、市長の求めに応じないときは、必要な措置を講じるものとする。

(使用の許可)

第4条 市長は、次のいずれかに該当する場合に限り、自由通路の使用を許可することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が事務事業の用に供する目的で使用するとき。
 - (2) 公益上又は管理上市長が特に必要と認めるとき。
- 2 自由通路を使用しようとする者は、あらかじめ市長の

許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

3 市長は、前項の許可に際し、自由通路の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

4 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2項の許可をしてはならない。

(使用許可の取消し)

第5条 市長は、次のいずれかに該当するときは、自由通路の使用許可を取り消し、又は停止することができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) その他自由通路の管理上必要があるとき。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を納入しなければならない。

2 使用料の額は、奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市条例第11号)別表の規定を準用するものとする。

(使用料の減免)

第7条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、前条の使用料を減免することができる。

(1) 第4条第1項第1号に該当する場合

(2) 市長が公益上特別の理由があると認める場合

(原状回復)

第8条 使用者は、使用許可の期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、自由通路を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 自由通路の利用者又は使用者が、故意又は過失により自由通路をき損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害額を賠償しなければならない。

(利用の禁止又は制限)

第10条 市長は、公共の安全確保、自由通路の保全管理その他の理由により特に必要と認めるときは、自由通路の全部若しくは一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(平成22年12月16日揭示済)

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄西大寺駅北地区第一種市街地再開発事業施行に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第57号

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄西大寺駅北地区第一種市街地再開発事業施行に

関する条例を廃止する条例

大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄西大寺駅北地区第一種市街地再開発事業施行に関する条例(平成元年奈良市条例第22号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成22年12月16日揭示済)

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第58号

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

奈良市農業集落排水処理施設条例(平成12年奈良市条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1東部第2地区農業集落排水処理施設の項中「興ヶ原町」の次に「邑地町、大保町」を加える。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成22年12月16日揭示済)

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第59号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例(昭和37年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第30条の5に次の1号を加える。

(6) 第30条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成22年12月16日揭示済)

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第60号

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中学校の部に次のように加える。

奈良市立富雄第三中学校	奈良市帝塚山南二丁目11番1号
-------------	-----------------

第2条の表幼稚園の部奈良市立鳥見幼稚園の項中「奈良市三碓町2,204番地」を「奈良市鳥見町三丁目11番地の2」に改め、同部奈良市立右京幼稚園の項中「奈良市右京四丁目11番地の3」を「奈良市右京四丁目11番地の1」に改める。

附 則
この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(平成22年12月16日揭示済)

規 則

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年12月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第89号

奈良市会計規則の一部を改正する規則
奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を

景観事務専用市長印	11の15	てん書	方24	景観課	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、奈良県自然環境保全条例及び奈良県風致地区条例並びになら・まほろば景観まちづくり条例、奈良市屋外広告物条例及び奈良市地区計画形態意匠条例による景観事務用	1
-----------	-------	-----	-----	-----	---	---

別表屋外広告事務専用市長印の項を削り、同表ひな形の11の15を次のように改める。

11の15

奈 良 市
長 之 印
景 観 用

別表ひな形の11の21及び11の22を次のように改める。
11の21及び11の22

削除

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(平成22年12月13日揭示済)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第91号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職

次のように改正する。

別表第1債権整理課の項中「税外債権及びその」を「所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料及び下水道受益者負担金並びにこれらに係る」に改める。

別表第2債権整理課長の項中「税外債権及びその」を「所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料及び下水道受益者負担金並びにこれらに係る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成22年12月8日揭示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年12月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第90号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表風致事務専用市長印の項を次のように改める。

員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則
外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する規則（平成10年奈良市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条見出し中「給与の特例」を「給与」に改め、同条第1項を次のように改める。

一般の派遣職員（条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を

基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤
勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する
月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合
に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる
在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額
をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手
当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100
分の100以内を乗じて得た額とする。

第3条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」
を「前5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項
を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、
「月額」を「年額」に改め、同項を同条第4項とし、同条
第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割
合を決定するに当たっては、決定された支給割合により
支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等
相当年額から報酬年額を減じた額(派遣先の勤務に対し
て報酬が支給されない場合においては、外務公務員俸給
等相当年額)を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般
の派遣職員が、奈良市一般職の職員の給与に関する条例
(昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。)
第7条第4項の規定により標準号給数(同条第5項に規
定する市長が規則で定める基準において当該一般の派遣
職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するもの
とする。

第3条に次の1項を加える。

8 第1項、第6項及び前項の規定による給与の額の計算
の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があっ
てはならないものとする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期
日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(55歳を超える職員の外務公務員俸給等相当年額の算定
の特例)

2 給与条例附則第18項に規定する特定職員についての第
3条第3項の規定による外務公務員俸給等相当年額の算
定に当たっては、同条例附則第18項の規定及び同項の規
定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を
調整する規定の適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(改正条例附則第2項の市長が規則で定める職員)
- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員
の処遇等に関する条例の一部を改正する条例(平成22年
奈良市条例第49号。以下「改正条例」という。)附則第
2項の市長が規則で定める職員は、改正条例の施行の日
以後に市長が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合
を変更する必要があると認めた職員とする。
(改正条例附則第3項の市長が規則で定める職員)

3 改正条例附則第3項の市長が規則で定める職員は、新

たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日以後に市
長が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更す
る必要があると認めた職員とする。

(給与の額の計算)

- 4 前2項のいずれかに該当した職員の給与は、市長が適
当と認める日を当該職員の派遣の日とみなして第3条第
1項から第5項までの規定を適用して得た額とする。

(平成22年12月16日掲示済)

J R奈良駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例
施行規則をここに公布する。

平成22年12月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第92号

J R奈良駅東西自由通路等の設置及び管理に関する
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、J R奈良駅東西自由通路等の設置及
び管理に関する条例(平成22年奈良市条例第56号。以下
「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるもの
とする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第4条第2項前段の規定による使用の許可を
受けようとする者は、J R奈良駅東西自由通路等使用許
可申請書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければ
ならない。ただし、市長が必要ないと認める書類につ
いては、省略させることができる。

- (1) 位置図
- (2) 現況平面図
- (3) 現況断面図
- (4) 計画平面・断面図
- (5) 使用面積求積図
- (6) 現況写真
- (7) 構造・詳細図等

(8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる書類

3 条例第4条第2項後段の規定により許可を受けた事項
の変更をしようとする者は、J R奈良駅東西自由通路等
使用許可事項変更申請書(別記第2号様式)に変更に係
る書類及び次条の許可書を添付して市長に提出しなけれ
ばならない。

(許可書の交付)

第3条 市長は、前条第1項の申請又は同条第3項の申請
を許可したときは、当該申請をした者にJ R奈良駅東西
自由通路等使用・変更許可書(別記第3号様式)を交付
するものとする。

(使用料の減免申請)

第4条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けよう
とする者は、J R奈良駅東西自由通路等使用料減免申請
書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用料減免申請書は、第2条第1項の規定によ

る使用許可申請書の提出の際併せて提出するものとする。
(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別記

第1号様式(第2条関係)

附 則
この規則は、平成23年1月1日から施行する。

年 月 日

J R奈良駅東西自由通路等使用許可申請書

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

次のとおりJ R奈良駅東西自由通路等の使用の許可を受けたいので申請します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 内 容	
使 用 責 任 者	
使 用 料	円
添 付 書 類	1 位置図 2 現況平面図 3 現況断面図 4 計画平面・断面図 5 使用面積求積図 6 現況写真 7 構造・詳細図等 8 その他
備 考	

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

J R奈良駅東西自由通路等使用許可事項変更申請書

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

印

次のとおり J R奈良駅東西自由通路等の使用許可事項を変更したいので申請します。

許可年月日・番号	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更内容	
使用料	円
変更理由	
備考	

第3号様式(第3条関係)

第 年 月 日
第 年 月 日

J R奈良駅東西自由通路等使用・変更許可書

申請者

様

奈良市長

印

年 月 日付けで申請のあったJ R奈良駅東西自由通路等の使用・変更について、次のとおり許可します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 内 容	
使 用 料	円
許 可 条 件	別紙のとおり
そ の 他	
備 考	

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

JR奈良駅東西自由通路等使用料減免申請書

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

印

JR奈良駅東西自由通路等の使用に当たり、次のとおり使用料の減免を申請します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 内 容	
使 用 責 任 者	
減 免 申 請 使 用 料	円
減 免 の 理 由	
備 考	

(平成22年12月16日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第14号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令

奈良市文書取扱規程（昭和23年奈良市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「(昭和56年内閣告示第1号)」を「(平成22年内閣告示第2号)」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年12月27日から施行する。

(平成22年12月27日揭示済)

奈良市訓令甲第15号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市庁議規程の一部を改正する訓令

奈良市庁議規程（昭和40年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「理事（行財政改革担当）、理事（少子化対策担当）」を「各理事」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

(平成22年12月28日揭示済)

正 誤

平成22年12月7日付け奈良市公報号外第30号

ページ	段	行	誤	正
4	右	43	副市長	副市長は